

盛岡広域振興局長告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年4月3日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市鶴飼笹森29番1、29番2の一部及び30番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 花巻市西大通り一丁目6番20号 株式会社北日本土地